

青森県報

号外第八号

令和八年
二月十六日
(月曜日)

目 次

公 告

- 複写式専用紙の印字業務委託に係る一般競争入札………(税務課) : 一
- 自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札 (同) : 二
- 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札 : (同) : 四

複写式専用紙の印字業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年二月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 業務名 複写式専用紙の印字業務
 - 2 業務内容 入札説明書による。
 - 3 業務期間 令和八年四月一日から同年九月三十日まで
 - 4 印字予定数量 (一) ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税納付書（ID65）

一千三百枚

5 納入場所 青森県財務部税務課	六千四百枚
二 入札に参加する者に必要な資格	五百枚
1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。	五百枚
2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年一月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）のいのいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。	五百枚
3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有する者であること。	五百枚

六百枚

千枚

(二) 軽油引取税納入申告書（第十六号の十様式）

(三) 軽油の納入数量明細書（第十六号の十様式別表）

(四) 軽油の受払い等の数量報告書（第十六号の四十一様式）

(五) 引取数量（受払い等の数量）引渡しを行つた者別・都道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表一）

(六) 引取数量（現実の受払い等の数量）納入を行つた者別・都道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表二）

(七) 引渡数量（受払い等の数量）引取りを行つた者別・道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表五）

(八) 引渡数量（現実の受払い等の数量）納入を受けた者別・道府県別明細書（第十六号の四十一様式別表六）

(九) 消費数量明細書（第十六号の四十一様式別表七）

(十) 在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書（第十六号の四十一様式別表十）

五百枚

五百枚

五百枚

五百枚

五百枚

五百枚

五百枚

五百枚

五百枚

4 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目一の一

四 入札及び開札の場所及び日時
1 場所 青森市長島一丁目一の一
2 日時 令和八年三月二十六日 午後一時三十分

五 入札執行回数
原則として三回を限度とする。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
単価契約につき不徵収

七 契約書の取り交わしの時期
令和八年四月一日

八 落札者の決定方法
入札書に記載された複写式専用紙ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、複写式専用紙ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に複写式専用紙ごとの印字予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

九 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等
入札説明書による。

4 入札書の記載方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額

は、複写式専用紙それぞれ一枚当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等
令和八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年二月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一般競争入札に付する事項

1 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 令和八年四月一日から同年九月三十日まで

4 作成予定数量

(一) 自動車税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 四十万通

(二) 自動車税納税通知書（データ印字のみ） 三万四千通

(三) 自動車税納税通知書兼減免通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 二千通

(四) 自動車税減額通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 八千通

(五) 自動車税催告書（封筒作成、封入封かんあり） 一万八千通

(六) 自動車税徴収引受通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 一万千通

5 通知書等納入場所 青森県財務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）のいのいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有する者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1-128（旧UC-C/EAN-128）バーコード）、郵便物のカスタマバーコード及びeL-QR（地方税における全国統一の二次元コード）を生成及び印字をすることができる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力（eL-QRを除く。）を有することについて、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、青森県財務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS1-128（旧UC-C/EAN-128）バーコード）を印字したもの 十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したもの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 令和八年三月三日

5 提出場所 青森市長島一丁目一の一

6 審査結果については、申請者に対しても書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

五 青森県財務部税務課税務電算グループ
電話 ○一七一七三四一九〇六七

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森県庁舎東棟五三八会議室

2 日時 令和八年三月二十六日 午後二時

五 入札執行回数

六 原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

令和八年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、通知書等ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に通知書等ごとの作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

令和八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について

停止等の措置を行うことがある。

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年一月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。

業務期間 令和八年四月一日から同年十一月三十日まで

4 作成予定数量

(一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

六千二百通

(二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり）

五千五百通

(三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ）

八千通

5 通知書等納入場所 青森県財務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の
一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又
は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一
の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の營業品目
を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有する者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1-128（旧UC
C/EAN-128）バーコード）、郵便物のカスタマバーコード及びeL-Q
R（地方税における全国統一の二次元コード）を生成及び印字することができる
者であること。

5 入札において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力（eL-QR
を除く。）を有することについて、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知
書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」とい
う。）に関係書類を添えて、青森県財務部税務課長に申請し、審査を受けなけれ
ばならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、こ
れに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バ
ーコード（GS1-128（旧UC/EAN-128）バーコード）を印字し

たもの 十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマ
バーコードを印字したもの 十種類

(三) 自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札（令和八年二月十
六日公告）の自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審
査申請書を提出した者は、前記(一)及び(二)の提出を要しない。

3 提出部数 各二部
4 提出期限 令和八年三月三日
5 提出場所 青森市長島一丁目一の一
青森県財務部税務課税務電算グループ
電話 ○一七一七三四一九〇六七

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目一の一

五 青森県財務部税務課税務電算グループ
電話 ○一七一七三四一九〇六七

1 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟五三八会議室

2 日時 令和八年三月二十六日 午後二時三十分

3 入札執行回数
原則として三回を限度とする。

4 入札保証金及び契約保証金に関する事項
単価契約につき不徵収

5 入札の条件
契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

6 入札の条件
自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札（令和八年二月十六日公告）の落札者は、入札に参加できない。

7 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札の条件
入札書の提出方法等
入札書の記載方法

9 入札の条件
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもつて落札金額とするので、入札者は、見積もつた金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額

10 入札の条件
落札者の決定方法
令和八年四月一日

11 入札の条件
契約書の取り交わしの時期

12 入札の条件
落札者に決定する。

13 入札の条件
その他

は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

令和八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一
番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
販売人)
式会七号

定価小口一枚二付
二十一円七十九銭
毎週月・水・金曜日發行